

川崎市教科用図書選定審議会について

1 審議会の概要

- 教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。
- 審議会は、その下に設置する調査研究会からの報告を参考にする一方、審議会独自の立場で審議した上で答申書を作成し、教育委員会に答申する。

※川崎市附属機関設置条例 別表第2（第2条～第5条関係） 教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年

2 川崎市教科用図書選定審議会を非公開としている理由

- 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条―抜粋―
 - ・審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - (4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する事項であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- 教科用図書は世間一般に広く関心が寄せられており、公にすることにより発言者を特定することができてしまい、当該教科用図書の選定を是とする者・否とする者による、発言者（保護者9名を含む）に対する誹謗・中傷・いやがらせ等を容易にし、そのような事態をおそれるために自由・活発な議論をすることができなくなる蓋然性が高い。
- 教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、審議会は非公開としている。

※会議録については、発言者の氏名は伏せており、発言者として「(委員)」とだけ記載している。

【参考】

平成27年度「川崎市情報公開・個人情報保護審査会」の答申より抜粋（録音テープの開示拒否）

- ・ 発言者を特定することができる情報を公開することは、当該教科用図書の選定を是とする者・否とする者による、発言者に対する誹謗・中傷・いやがらせ等を容易にし、そのような事態をおそれるために自由・活発な議論をすることができなくなる蓋然性が高いと認められる。
- ・ 本件審議会の構成員である保護者については、川崎市PTA連絡協議会会長によって推薦された者であるが、その出身母体の代表者としてではなく、1人の保護者として審議に参加しているとのことである。そのため、保護者を特定することができる情報を公開することは、個人的な誹謗・中傷・いやがらせ等を容易にし、先に述べた蓋然性を一段と高めることにつながると解することができる。
- ・ 本件音声データは、教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められる。